

# 馬の毛色及び特徴記載要領 (第 8 版)

公益社団法人 日本馬事協会

# 公益社団法人日本馬事協会 馬の毛色及び特徴の記載要領

|    |       |     |     |
|----|-------|-----|-----|
| 設定 | 昭和51年 | 2月  | 1日  |
| 改訂 | 昭和52年 | 2月  | 1日  |
| 改訂 | 昭和55年 | 6月  | 1日  |
| 改訂 | 平成6年  | 4月  | 1日  |
| 改訂 | 平成8年  | 7月  | 8日  |
| 改訂 | 平成22年 | 12月 | 1日  |
| 改訂 | 平成23年 | 11月 | 1日  |
| 改訂 | 平成31年 | 2月  | 15日 |

## I 毛 色

毛色は、栗毛、柎栗毛、鹿毛、黒鹿毛、青鹿毛、青毛、芦毛、粕毛、駁毛、月毛、河原毛、佐目毛、薄墨毛、白毛の14種類とする。

くり 栗毛 被毛は黄褐色で、長毛は被毛より濃いものから淡く白色に近いものまでである。

とちくり 柎栗毛 被毛は黒味がかかった黄褐色から黒味の非常に濃いものまでであるが、黒色にはならない。長毛は被毛より濃いものから、白色に近いものまでである。

か 鹿毛 被毛は明るい赤褐色から暗い赤褐色までであるが、長毛と四肢の下部は黒色である。

くろ 黒鹿毛 栗毛との違いは、長毛と四肢の下部の色で栗毛は黒くならない。被毛は黒味がかかった赤褐色で、黒味の程度により相当黒く見えるものまでであるが、眼の周辺、腋、臍、下腹及び内股は褐色で、長毛と四肢の下部被毛の色の濃淡にかかわらず黒色である。

あお 青鹿毛 全身殆ど黒色で眼及び鼻の周辺、腋、臍等が僅かに褐色である。  
あお 青毛 被毛、長毛共に黒色である。この毛色は、季節により毛の先が褐色となり、黒鹿毛や青鹿毛のように見えることがある。

眼の周辺、鼻の周辺をよく観察して判断しなければならない。

あし 芦毛 原毛色は栗毛（柎栗毛を含む。）、鹿毛（黒鹿毛、青鹿毛を含む。)

又は青毛等であるが、被毛全体に白色毛が混生し、年齢が進むにつれて白色の度合いが強くなるが、その進捗は個体によりまちまちで、その色合いも純白になるものから殆ど原毛色を残したままのものである。

出生時は原毛色に僅かに白色毛を混生する程度（特に眼の周辺に多い。）で、中には直ちに芦毛と判定し難い場合もある。

かす  
粕 毛

原毛色は栗毛（栃栗毛を含む。）、鹿毛（黒鹿毛、青鹿毛を含む。）又は青毛等であるが、主に頸、驅幹、四肢の上部に原毛色と白色毛が混生するもので、その色合いは、年齢が進んでも白色の度合いは変わらない。

原毛色により、栗粕毛、鹿粕毛、又は青粕毛に区分する。

ふち  
駁 毛

体に大きな白斑のあるもので、原毛色により栗駁毛、鹿駁毛、又は駁栗毛、駁鹿毛又は駁青毛とする。

つき  
月 毛

被毛は、クリーム色から淡い黄白色のものまでである。長毛は、被毛と同じ色から白色に近いものまでである（パロミノはこの毛色に属する。）。

かわら  
河原毛

被毛は、淡い黄褐色から、艶のない亜麻色までである。長毛と四肢の下部は黒色である。

さめ  
佐目毛

被毛、長毛共に象牙色で、眼は魚目、皮膚はピンク色である。

うす  
薄墨毛

被毛は薄墨色で、長毛と四肢の下部は黒色である。

しろ  
白 毛

被毛は大半が白色であり、有色の斑紋及び長毛を有するものもある。眼が青色のものもある。皮膚はピンク色で、一部に色素を有するものがある。

芦毛との著しい違いは生時に既に大半が白色を呈していることである。

## Ⅱ 特 徴

特徴は、先天的に備わっている特徴（白斑、旋毛その他異毛等）と、後天的に生じ、生涯消えることがない特徴（損徴、入墨又は烙印等）がある。これらの表示は、次のように行う。

### 1. 白 斑

(1) 頭 部（顔面の白斑の詳細区分については、例図参照のこと。）

星 額にある白斑をいう。こぶし大以上のものを大星、母指頭大以下のものを小星という。星が2個以上あるときは、その数を記載する。（例：小星二）

曲 星 曲った星

環 星 輪状の星

乱 星 輪郭の甚だしく乱れた星

流 星 星が下方に流れたもの。大流星、小流星、曲流星、環流星、乱流星という。

鼻梁白 鼻梁にある白斑をいう。鼻骨幅以上の白斑を鼻梁大白、母指頭幅以下のものを鼻梁小白という。

鼻 白 鼻にある白斑をいう。鼻骨幅以上の白斑を鼻大白、母指頭幅以下のものを鼻小白という（注：皮膚が白くなくても毛が白く見えるものは、鼻白として記載する。）。

唇 白 唇にある白斑（皮膚の白いもののみとする。）をいう。上唇にあるものを上唇白、下唇にあるものを下唇白という。鼻骨幅以上のものを唇大白、母指頭幅以下のものを唇小白という。白斑が2個以上あってもその数は記載しない。

作 額より鼻梁を経て鼻に続いている白斑で、その幅が、おおむね一定して、鼻骨に沿って真っ直ぐなもの。その幅が、鼻骨幅を越えるものは大作、母指頭幅以下のものを細作という。

白 面 額より鼻に至る白斑で、顔面の半分以上にまたがるもの又はその幅が両眼に及ぶものをいう。

注：顔に生じた白毛で、白斑にならない刺毛のうち、特に額又は鼻梁にある刺毛は、白斑に準じて額刺毛、鼻梁刺毛として記載する。



星



大星



小星



曲星  
(曲った星)



乱星  
(輪郭が甚だしく  
乱れている星)



環星  
(輪状の星)



流星  
(星が下方に  
流れたもの)



大流星



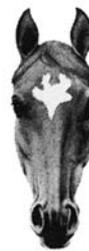
小流星



曲流星  
(曲星が下方に  
流れたもの)



環流星  
(環星が下方に  
流れたもの)



乱流星  
(乱星が下方に  
流れたもの)



大流星鼻梁白  
 (大流星が両眼の  
 下縁より下方に  
 流れたもの)



鼻梁白



鼻白



流星鼻梁白  
 (額より鼻梁にか  
 けてつづいてい  
 るもの)



流星鼻梁鼻白  
 (額より鼻にかけて  
 つづいている白斑  
 で其の型又は巾が  
 不整のもの)



流星鼻梁大白  
 鼻大白



流星環鼻梁  
 環鼻白



流星環鼻梁  
 鼻白



流星環鼻梁白  
 鼻白



大流星鼻梁  
 鼻白



流星鼻梁大白  
 鼻白



流星鼻梁白  
 鼻大白



流星鼻梁鼻大白



大流星鼻梁白  
鼻大白



大流星鼻梁白  
鼻梁大白鼻白



大流星鼻梁大白  
鼻白



大流星鼻梁大白  
鼻大白



大流星鼻梁白  
鼻梁大白鼻大白



作



大作



細作



白面



額刺毛



額鼻梁刺毛



流星断鼻梁白  
(流星と鼻梁白が  
つづいていない  
もの)



流星鼻梁白  
断鼻白



流星断鼻梁  
鼻白



流星鼻梁刺毛鼻梁白  
(刺毛の前後が切  
れていても“断”  
を用いない)



流星額鼻梁刺毛  
鼻梁白



流星鼻梁白  
断鼻白  
額鼻梁刺毛



額刺毛流星鼻梁白  
鼻梁刺毛鼻白



流星鼻梁白  
額鼻梁刺毛  
鼻白



流星断鼻梁白  
断鼻白



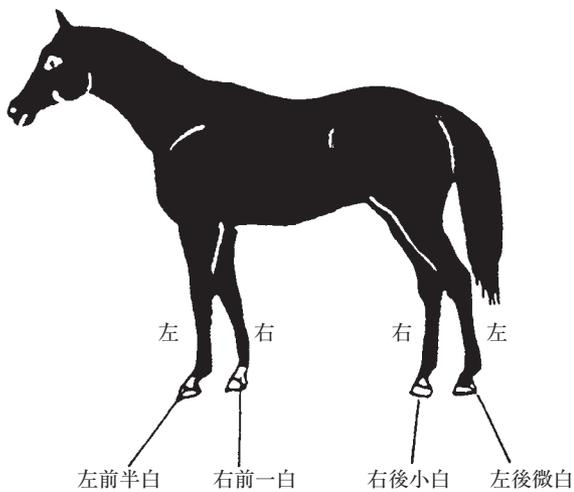
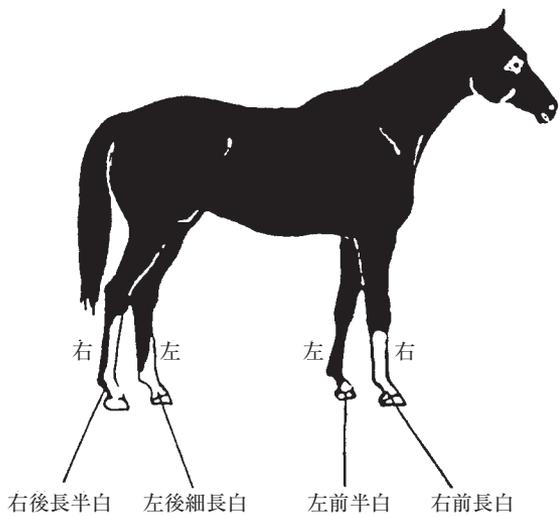
流星・鼻白

注：頭部の白斑の図は旧財団法人  
日本軽種馬登録協会の馬の個  
体識別用参考資料－毛色及び  
特徴－より掲載した。

## (2) 肢 部

- 微 白 蹄冠部にある白斑で、その大きさおおむね母指頭大以下のもの。
- 小 白 蹄冠部にある白斑で、その幅は蹄冠部の半周に及ばないもの。白斑が2個以上あってもその数は記載しない。
- 半 白 肢下部の白斑で、その長さ蹄冠部より管の半ばに達せず、その幅は球節以下において肢の半周以上に及ぶが全周に達しないもの。
- 白 肢下部の白斑で、その長さ蹄冠部より管の半ばに達せず、その幅は少なくとも、球節以下において肢の全周に及ぶ部位があるもの。
- 長 白 肢下部の白斑で、その長さ蹄冠部より管の半ば以上に達し、その幅は少なくとも管の中央部及び球節以下において肢の全周に及ぶ部位があるもの。
- 細長白 肢下部の白斑で、その長さ蹄冠部より管の半ば以上に達し、その幅は、管の中央部においては肢の全周に及ばないが、球節以下において肢の全周に及ぶ部位のあるもの。
- 長半白 肢下部の白斑で、その長さ蹄冠部より管の半ば以上に達し、その幅は、肢のいずれの部位においても肢の全周に及ばないもの。

注：白斑の記載は、左前、右前、左後、右後の順で記載すること。



2. 旋毛 (旋毛は、下記の区分によるが、その部位については例図を参照のこと。)

珠目 しゅもく 両眼<sup>がん</sup>盂の上線より鼻梁中央に至る間にある旋毛。眼の上線より上にあるものを珠目上、眼の上線と下線の間にあるものを珠目正、眼の下線より下にあるものを珠目下と記載する。2個以上ある場合は、その数を記載し、珠目のないものは珠目欠と記載する。

粧 けそう 鼻梁中央より鼻孔に至る間にある旋毛。

頬 けほ 頬にある旋毛。

擗 くつわ 頬の前縁より口角に至る一円にある旋毛。

吭 けふえ 咽喉及び頸の下縁 (頸溝より下) で、頭礎から下、頸の上方約 1/3 以内にある旋毛。但し咽喉の真下にあり側面から見えないものは記載しない (例：吭擗左、吭擗三)。

髪中 かみなか 「たてがみ」の生えぎわより約 3cm 以内で、耳下より「き甲」前端に至る部位にある旋毛。但し耳を倒した部位内にあるものは記載しない (例：左髪中、髪中二、髪中左一右二、右髪中二)。

頸中 くびなか 頸にある旋毛。吭擗、髪中、波分の部位を除く部位にあるもの (例：髪中の例に準じる)。

波分 なみわけ 頸の下縁 (頸溝より下) で、頸礎から上、頸の下方約 2/3 以内にある旋毛。長さ約 10cm 以上のものは波分長という。2個以上あるものはその数を記載する (例：波分二長)。

双門 そうもん 胸前両側上部にある旋毛 (例：左双門、双門左一右二)。

浪門 ろうもん 胸前中心線上約 3cm 幅以内にある旋毛 (注：浪門 (双門) が波分の部位まで長く伸びていても、波分長とはしない。波分と浪門 (双門) との区分は、旋毛の中心がある部位で区分する。)

柏生 はくせい 胸前両側下部にある旋毛。但し柏生がない場合のみ記載する (例：左柏生欠、柏生欠)。

押 おさえ 「き甲」にある旋毛 (例：部位と数により、押左 (右)、押二)。

端 はな 肩の後縁と帯<sup>おび</sup>径<sup>みち</sup>の間にある旋毛。

初地 しよち 前膊<sup>ぜんぱく</sup>以下球節上縁までにある旋毛 (例：右初地、初地左一右二)。

引 ひき 肘の後縁より腹に至る部位で、肘と後膝とを結ぶ線より上方にあり側面より見える旋毛。

- 芭蕉ばしやう 膝にある旋毛。但し旋毛の中心が膝下縁より約10 cm以上上方にあるもののみ芭蕉上として記載する（注：1個ある場合、膝下縁より約10 cm以内であっても芭蕉であるが記載しない。2個以上ある場合、上の1個が芭蕉で、その下は骨正）。
- 骨正こつせい 芭蕉の下方にある旋毛。
- 後双門うしろそうもん 臀にある旋毛。
- 沙流上さるのぼり 飛節上縁より、球節上縁までにある旋毛（2個以上あっても数は記載しない）。

- 注1. 上記以外の旋毛は、部位を明記して何々旋毛として記載する（例：左肩端旋毛）。
- 注2. 波分、初地、後双門、沙流上は、旋毛の中心がなくても毛が寄っているものは記載する。
- 注3. 珠目より上にある旋毛は記載しない。



3. その他の特徴(前記以外の特徴で次のものは部位を明記して記載する。)

刺毛 刺毛は、頭部及び四肢下部を除き、著しいもののみ記載する。

白斑 白斑は、頭部及び四肢で定めたもの以外は、その部位を記載する。母指頭大以下のものは小白斑とする(例：左肋白斑、左肋小白斑)。

異毛斑 白斑以外の斑紋で明瞭なもの。

岩陥 体表の一部が凹陷しているもの(例：左頸岩陥)。

創傷痕等の損徴 特に明瞭で特徴となるもの(例：左飛節創傷痕)。

入墨及び烙印 部位及びその形状を記載する(例：左股 A 烙印)。

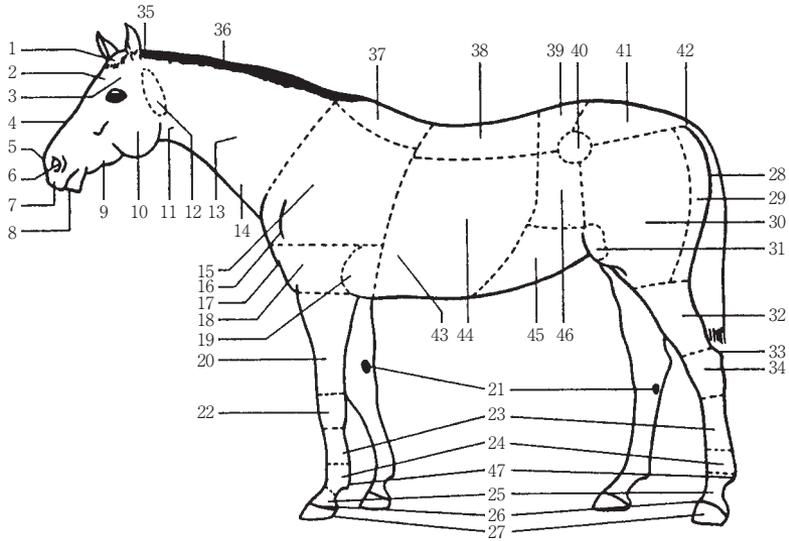
マイクロチップ マイクロチップ番号を記載する。

その他 輪眼(角膜の周囲が白色で一周しているもの)、又は魚目(虹彩の色素を欠き白色か薄水色のもの)も記載する。

注1. 特徴の記載は、頭部の白斑、旋毛、肢部の白斑、その他の特徴、岩陥、損徴、入墨及び烙印、マイクロチップ番号の順で記載する。ただし、マイクロチップ番号は、マイクロチップ番号順に記載する。

注2. 先に述べた19以外の旋毛及びその他の特徴は、その所在する部位の何々部の部は記載しない。(例：右肩端岩陥)

## ■ 馬体各部の名称 ■



- |               |                |                |
|---------------|----------------|----------------|
| 1. 鬃 (まえがみ)   | 18. 上膊 (じょうはく) | 35. 項 (うなじ)    |
| 2. 額          | 19. 肘 (ひじ)     | 36. 鬣 (たてがみ)   |
| 3. 眼孟 (がんう)   | 20. 前膊 (ぜんぱく)  | 37. 髻甲 (きこう)   |
| 4. 鼻梁 (びりょう)  | 21. 夜目 (よめ)    | 38. 背          |
| 5. 鼻端 (びたん)   | 22. 前膝 (ぜんしつ)  | 39. 腰          |
| 6. 鼻孔 (びこう)   | 23. 管          | 40. 腰角 (ようかく)  |
| 7. 上唇         | 24. 球節 (きゅうせつ) | 41. 尻 (しり)     |
| 8. 下唇         | 25. 繫 (つなぎ)    | 42. 尾根 (びこん)   |
| 9. 顎          | 26. 蹄冠 (ていかん)  | 43. 帯径 (おびみち)  |
| 10. 頬         | 27. 蹄 (てい)     | 44. 肋          |
| 11. 咽喉 (いんこう) | 28. 臀端 (でんたん)  | 45. 腹          |
| 12. 耳下 (じか)   | 29. 臀 (でん)     | 46. 脇          |
| 13. 頸         | 30. 股 (こ)      | 47. 距毛 (きょうもう) |
| 14. 頸溝 (けいこう) | 31. 後膝 (こうしつ)  |                |
| 15. 肩         | 32. 脛 (けい)     |                |
| 16. 肩端 (けんたん) | 33. 飛端 (ひたん)   |                |
| 17. 胸前 (むなまえ) | 34. 飛節 (ひせつ)   |                |

(参考) 登録規程事務細則

(毛色及び特徴並びにマイクロチップについての審査)

第4 登録規程第4条及び第5条の規定により登録する馬の毛色及び特徴は、公益社団法人日本馬事協会の馬の毛色及び特徴記載要領（昭和51年2月1日設定）によるものとする。

2 マイクロチップについての審査とは、ISO-11784及び11785規格のマイクロチップが埋め込まれた馬について、その番号を確認することをいい、当該審査において番号が確認された場合には、その番号を登録原簿に記載するものとする。

(DNA型検査)

第5 登録規程第12条のただし書の協会が必要と認めて行うDNA型検査は、以下について行うものとする。

- (1) 当該馬の毛色が両親の毛色に照らし親子関係が疑われるもの
- (2) 生年月日が種付け年月日から推定したものと著しく異なるもの
- (3) 一発情期間に異なる2頭以上の種雄馬を種付けして生まれたもの
- (4) 登録審査員が疑義を呈したもの
- (5) 自己の所有する馬に自ら種付けし、その種付けに関する報告を自ら行うものであってその血統を確認するに抜取調査が必要なもの